

講演

最近の韓国の司法事情

——団体論および夫婦別姓論を中心にして——

高 翔龍(コウ サンリヨン)

(韓国・成均館大学校法科大学教授)

1 はじめに

ただいま小野先生よりご紹介いただきました高翔龍でございます。きょうは大東文化大学大学院法学研究科で伊藤先生をはじめ他の先生方の皆様、それから院生の諸君とともにお話しする機会をいただいたことは私にとって一生忘れられない光栄のことと存じます。特に去年(二〇〇〇年)九月、小

変嬉しく思っております。

さて、きょうお話しするテーマは「最近の韓国の司法事情」となつておりますが、これには必ずしも拘束されず特に日本の場合と比較しながら韓国の特殊なものをとりあげてご紹介させていただきたいと思います。この点につきまして、予めご諒承いただきたいと思います。

二 団体論

野先生、広井先生、荻原先生をはじめ院生の諸君が私の勤務する韓国・成均館大学法学部をお訪ね下さり、韓日両国の家

族法につきまして幅広く討論する機会がございましたが、き

ょうは大東文化大学でまたお会いする機会に恵まれまして大

1. 「親族」 団体論

(1) 韓国における「宗中」という団体

韓国では「宗中」という団体が多く存在しているが、かか

る団体は、一言でいえば父系血族による親族集団をいう。すなわち、「本」⁽¹⁾を共にする者は同本として認識され、同一の始祖から生じたすべての者によって構成される最大の父系血族集団をいう。一九一一年（明治四四）に慣習調査を行った朝鮮総督府取調局長官回答によれば、宗中または「門中」⁽²⁾という団体の人格に関し、「朝鮮ニ於テ一門或ハ門中ト称スルハ親族ノ団体ニシテ人格ヲ有セス而シテ門中所有ノ財産ハ其団体ヲ組織スル親族ノ共有ニ属シ門長ハ当然代表權ヲ有セス唯實際ニ於テハ門中協議ノ上門長ヲシテ代表セシムルコト多キモ是レ素ヨリ門中親族ノ委任ニ因ルモノナリ」とし、その団体は法人格がないものとされた。このような慣習は今日においてもあまり変りがない。すなわち、判例は一貫して「宗中は共同先祖の後孫中、成年以上の男子を宗員として構成される自然的集団で」、「その目的である共同先祖の墳墓守護と祭祀および宗中員相互間の親睦を目的とする自然発生的な宗族集団⁽⁴⁾である」というように定義している。今日において宗中は、法人格を取得するために法人設立に関する要件、すなわち、定款を作成し主務官庁の許可を得て設立登記をすれば法人になれる（大韓民国民法第三一条～第三三条）。

しかし、実際には宗中は主務官庁の許可や設立登記をしない場合が大部分である。

宗中の構成は、中國上代の宗法に準拠したもので、一族全体を含む大宗中があるとともにその中には大・小の数えきれない分派があり、それらの各々が宗中を形成する。大宗にはいくつかの小宗がありその小宗にはまたいくつかの高祖宗、曾祖宗、祖宗、禰宗（父宗）がある。⁽⁵⁾ 宗中を表示するにあたっては、慣習上大宗中を本貫および姓氏をもつて宗中を表示する。⁽⁶⁾ しかし、その宗中がどのような種類の宗中であるかは、その名称の如何を問わず奉祭祀の対象である共同始祖と構成員である後孫の範囲および墳墓管理の状況など、その実体的内容によって判断される。⁽⁷⁾

このように宗中は、人為的に成立されたものではなく自然に発生し成立したものであるから、宗中の宗約（法人の定款に当るもの。宗規ともいう）はなく、またその代表者もいなしということは当然のことである。しかし、宗中も一つの団体であるがゆえに対内・外的に活動するためには代表者を必要とする。

従来の慣習によれば、「宗中ニ関スル代表者ハ宗孫之ニ當

ルニ限ルモノニアラス。宗中ノ代表者ハ門長之ニ当ルモ祭祀ニ付テハ宗孫之ヲ代表シ宗中財産ニ關シテハ特ニ代表者ヲ定ムルヲ普通ノ慣例トス」⁽⁸⁾とされ、門中の長である門長は宗中の代表者とし、宗孫⁽⁹⁾は祭祀の代表者とする慣習があることを示している。さらに「門長ハ当然代表権ヲ有セス唯實際ニ於テハ門中協議ノ上門長ヲシテ代表セシムルコト多キモ是レ素ヨリ門中親族ノ委任ニ因ルモノナリ」という慣習からも、實際上その門中の門長（宗中の長を宗長という）が代表者になる場合が多い。判例も、宗中の代表者について、「その代表者を選任するに際し、宗中規約または宗中慣例にしたがう。もし規約または宗中慣例がない場合には一般慣習によるが、宗長または門長がその宗族中成年以上の男子を召集して出席者の過半数決議をもつて選出するのが我国の一般慣習ではあるが、もし門長の資格のある者が召集権限のない者の宗会召集に同意しその者が召集した場合には、そのような宗会召集は全く権限のない者の召集とはいえない」⁽¹¹⁾ということから、實際上、宗中または門長の代表者はその宗長または門長であるといえよう。もし、宗長または門長が選任されていない場合は現存している年高行尊者が門長になつて総会を

召集する。

(2) 日本における「血縁団体」

日本の判例にも極く限られた血縁団体はあるが、沖縄における血縁団体である、いわゆる「門中」が権利能力なき社団にあたるとされた事例がある。すなわち「沖縄における血縁団体であるいわゆる「門中」が家譜記録等によつて構成員の範囲を特定することができ、慣行により、有力家の当主を代表機関とし、かつ、毎年一定の時期に構成員の総意によつて選任される当番員を日堂業務の執行機関として定め、祖先の一人によつて寄附された土地等の財産を門中財産として有し、これを管理利用して得た収益によつて祖先の祭祀等の行事、門中模合（頼母子講の一種）その他相互扶助事業を行つてきたなど、判示のような実態を有する場合には、門中は権利能力なき社団にあたる」と説いている。

かかる血縁団体は、韓国における門中と非常に似ていると思われる。歴史上なんらかのつながりのある側面があるのでないか。今後、研究すべき興味のある分野であると思われる。

2. 「地域住民」団体論

(1) 韓国における「自然村」

判例は、自然に形成された村の団体性について「地方自治法が一九四九・七・四法律第三二号で制定されたが、その法律施行以前の洞・里はその洞・里 자체が慣習法上認定される法人として独自的に財産権の主体になつた」とし、「甲村は、甲里の住民をその構成員として一つの単純な行政区別単位とは異なつて、住民の福利増進と村の繁栄発展といった固有の目的をもち、これを達成するためにその固有の組織である意思決定機関たる総会と総会で選出された執行機関たる代表者を置き、独創的な活動を行なう社会組織体である非法人社團として当事者能力がある⁽¹⁵⁾と解し、このような団体は「権利能力なき団体」であることを明らかにしている。学説も判例の立場を支持している。

(2) 日本における「地縁による団体」

日本においても一九九一年四月、地方自治法の一部改正により「地縁による団体」が権利能力を取得する途が開かれた（同法第二六〇条の一）。すなわち、地縁による団体とは「町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者

の地縁に基づいて形成された団体」をいうものとされ、地域的な共同活動のために不動産または不動産に関する権利を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において権利を有し、義務を負うとされた団体である⁽¹⁶⁾と解されている。かつて、自治会、町内会などが、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体として存続し、その組織において代表の方法・総会の運営・財産の管理など団体としての主要な点が確定していれば、それは一般に「権利能力なき社団」であると認められていたが、権利能力なき社団の財産はその社団の名義で登記することができなかつた⁽¹⁷⁾。しかし、一九九一年の地方自治法の一部改正により、このような社団はその社団名義で登記ができるようになつた。

韓国における自然村という団体は権利能力なき団体とはいえる、その団体に属する不動産はその団体の名義で登記することができる⁽¹⁸⁾という点では、日本における地縁による団体と共通している。しかし、韓国の場合は自然村以外の団体であるにせよ、その団体が権利能力なき団体であると認められれば、その団体に属する不動産はその名義で登記すること

ができる。この点は、日本の場合と著しく異なる点であろう。

三 姓不变原則論——夫婦別姓問題

1. 韓国における夫婦別姓論

(1) 姓不变の原則

韓国で「姓」は出生の系統を示す標識である。古来から父系中心社会である韓国において、姓は原則的に父系血統を表示するものとして、いわゆる「姓不变の原則」をとっている。現行民法においても、姓は父系血統を表示し（第七八一条一項）、姓の変更は特殊な場合以外には認められないという第七八一条三項但書がその原則を宣言しているものと解するに異論がない。特殊な場合は、父の知れない子は母の姓と本を継いで母の家に入籍するが（第七八一条二項）、父母の知れない子は裁判所の許可を得て、姓と本を創設する（第七八一条三項本文、戸籍法第五七条三項、家事訴訟法第二条一項ラ類事件四号）。姓と本を創設した後に父または母が判明したときは（棄児は市・邑・面の長の確認の下で）、父または母の姓と本を継ぐ（第七八一条三項但書、戸籍法五八条）といふ場合である。ただし、民法は、入夫婚姻（夫が妻の家に

入籍する婚姻をいう）による出生子は母の姓と本を継いで母の家に入籍すると規定し（八二六条四項）、父系血統を表示する姓の大原則の例外を認めている。

ちなみに、異姓養子の姓と本についていえば、旧慣習法で養子は家を継げるための養子であったから「同姓同本以外ヨリ養子ヲ為スコトヲ得ズ」とし、異姓養子縁組をなすことできなかつた。現行民法も異姓養子の姓と本について規定はないが、姓不变の原則にしたがつて養子の姓は変わらないと解されている。ただし、一九五〇年の六・二五韓国動乱時期の縁組特例法による養子は養親の希望があるときは養親の姓と本を継ぐことができる（同法第七条一項）。しかし、二〇〇〇・一〇・四国務会議で議決された政府の「民法中改正法律案」⁽²⁰⁾では親養子制度（日本の特別養子制度に当る）が新しく設けられている。その提案理由は、「現行養子制度をそのまま維持しながら養子の福利を一層増進させるために養親と養子を親生子（嫡出子に当る—筆者）関係とみなし、従来の親族関係を終了させ、養親との親族関係のみ有するとし、養親の姓と本を継げるようにする親養子制度を新設した」⁽²¹⁾（案第九〇八条の二ないし第九〇八条の七）ということであ

る。したがつて、同案第九〇八条の三第一項が「親養子は出生したときから養親の親生子（嫡出子）とみなす」と定めていることから明らかなことは、結局、父系血統を表示する姓の大原則は親養子制度にも貫かれているといえよう。⁽²²⁾

(2) 夫婦は「姓不变の原則」にしたがい、姓は変わらない（夫婦別姓主義）。

先に述べたように、姓は父系血統を表示（第七八一条一項）しました個人の出生の血統標識であるために、身分や戸籍の変動があつても血統が変わるものではない、ということが古来から伝わってきてる韓国の慣習であった。したがつて、「婚姻に因りて他家に入籍しても敢に姓は変わらず、夫婦が姓を別にし、母子が異姓を有するのが通例である」。⁽²³⁾このよう

に、夫の姓や妻の姓は、それぞれの父系血統主義思想の結果として婚姻後も変わらないということである。このように、もとより夫婦の「姓不变の原則」は、「個人の尊重」とか「男女平等」といった理念にもどづいたものではなかつた。

しかし、李光信教授が「かかる夫婦別姓主義は、現代の最新思潮と一致する科学的かつ民主的な原則であるがゆえに、外國においても夫婦別姓化を指向していることは今日の趨勢で

ある。したがつて、古来よりの我国の“姓不变の原則”は我らがほこるべきことであり、今後とも継続この原則は堅持されなければならない」⁽²⁴⁾と主張されていることは、個人の尊重や男女平等といった前向きの見解であるといえよう。ということで、今回の家族法改正にあたつても夫婦別姓制についての議論はない。

現行民法には、夫婦の「姓不变の原則」（夫婦別姓制）に関する直接的な明文規定がないが、既述したように、姓の変更は特殊な場合（例、父母の知れない子は法院の許可を得て、姓と本を創設する）以外には認められないという、第七八一条三項但書がその原則を宣言しているものと解されている。

2. 日本における夫婦別姓論

(1) 夫婦同姓の原則（姓変更の原則）

日本の場合は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」（日本民法第七五〇条）、さらに「夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる」（第七五一条一項）とし、いいかえれば、姓変更の原則をとつてゐるといえよう。かかる点は、韓国

場合と著しく異なっている。それから、子の氏について、日本民法第七九〇条一項は「嫡出である子は、父母の氏を称する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する」と定めていることは、必ずしも父系血統主義をとっているとはいえない。このことも、韓国の場合と異なる点であろう。したがって、韓日両国において「姓」の問題に限っては、かなり異なった制度をとっていることが分かる。

(5) 選択的夫婦別姓論

日本では一九九四年七月、法務省民事局から「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」ならびにその「説明」として公表され、ついで一九九六年一月、民法部会において「民法の一部を改正する法律案要綱案」が決定され、法制審議会を経て法務大臣に答申されたことは承知の通りである。その「要綱案」の中で夫婦の氏について、別氏を称することのできる制度が導入されているが、その制度をめぐる賛成・反対の見解が激しく対立していた。⁽²⁵⁾すなわち、その賛成の主な理由は「個人の尊重」「男女平等」という理念にもとづいており、その反対の主な理由は「別姓論の背景にある個人主義が家族

をバラバラにし、社会を混乱させる」「離婚や婚外者が増える」⁽²⁶⁾ような法律改正には反対だということであった。その世論調査の結果も、一九九四年朝日新聞の調査では賛成が五八%、反対が三四%であるのに対し、同年の総理府の調査では賛成が二七%、反対が五三%という正反対の数字が出ていることは、その改正の難さを語っているものと思われる。⁽²⁷⁾

現行日本民法の規定（第七五〇条）は文字の上では夫婦は平等に氏の選択権をもつようであるが、「現実には、長年ほぼ一貫して、婚姻に際し夫の氏を称する夫婦が九七%を超えており、決して平等と評するわけにはいかない。しかも顕著な女性の社会的進出、活動分野の拡大発展などから、夫婦別氏制導入への期待や要求が高くなってきた」ということが夫婦別姓が主張される一番大きな原因であるといふ。

結局、夫婦別姓論は日本の家族や社会の枠組みの基本にかかわる制度の改正問題でもあって、今後とも引続き議論されて行くものと思われる。

四 終りにかえて

る。にもかかわらず、日本において、韓国は「近くても遠い国」であるとよくいわれる。それは、韓国においても、日本は「近くても遠い国」であるといわれていることと変わりがない。では、なにゆえ、韓・日両国の間はそんなに遠い国柄であるという意識があるのか。それには、さまざま理由がある。その一つは、韓・日関係に関する歴史的認識の差から生ずるものでないか。もう一つは、互いに「韓国は外国だ」、「日本は外国だ」という立場で見る視角が欠如しているのではないか。私個人のことではあるが、今まで一〇年余りの間、日本で留学生として、また客員教授として滞在した経験はある。けれども、その経験の中で、外国という視角から「正しく」日本を見てこなかつたということを、いまになつて気がついたわけである。この視角の問題は、日本人が韓国を外国という視角から見ない、また見ようとしなかつたことに対応することだと、私なりに考えるようになつた。この原因は、今まで、互に解かれることのない錯覚のなかで、それが過ぎしてきたことによるものではないかと思う。すなわち、韓・日両国の間にある類似性と異質性を、そのごとくに経験できなかつたり、また両者を混同してきたことにもと

づくものではないのだろうか。このことは法律の分野においてもいえるのではないのか。

韓国の法の歴史は、実に長い間、日本との不幸な関係を結びながら戦後まで続いたのである。このように日本の韓国強占・植民化という悲劇的な歴史を背景として、いわゆる近代化という建前で韓国に近代法が導入された。しかし、その当時の法律は、形式の上では日本の法律と同じであつても、その趣旨（本音）が異なつたために、法律の適用面においても異なることになつた。戦後になって、いくつかの法律はその一部が削除・修正・補完されながら今日に至つてゐるために、ある分野の現行法律は、日本の法律と非常に似てゐる部分が多いことを発見することができる。しかし、具体的に検討してみれば、異なる点が相当にあるということがわかる。というのは、まずその法律の趣旨が異なり、その法律に対する法意識が異なるという場合が多いからである。したがつて、同じ表現を使つてゐる法規といつても、その解釈が異なる場合があるわけである。このような異なる点を正確に捉えるということは、韓・日両国の法律文化を互に理解するためには、非常に重要なことと思われる。⁽³¹⁾

ご清聴有難うございました。

「朝鮮時代門中の形成」韓國學報三二輯（一九八三）四頁以下）。實際上使用されている例で明かになつてゐるよう

に兩者は區別する必要がないという見解もある（鄭淇雄、

（1）現行韓國法は、姓（原則的に父系血統の表示）の「本」を付けるようにしてゐる（民法七八一条、戸籍法一五条）。

本とは、自分が属する祖先の発祥地名を示すものをいうが、本貫、貫籍、籍貫ともいわれる。韓国では祖先を異にする同姓が多いので、これを区別するために「本」が付けられるものと解されている。本は血族系統を示す姓と不可分な関係にあり、同姓同本であれば、一應同一父系血族に属するものと解される。しかし、姓と本が同一であるということで、すべてが同一父系血族（同族）を意味するものではない。同姓同本でありながら祖先を異にする場合がある。すなわち、同一父系血族でない場合がある。例えば、新羅の敬順王を先祖にもつ金海金氏（ここで「氏」とは一族を意味する。以下、同じ）と大駕洛の首露王を先祖にもつ金海金氏、崔文漢を先祖にもつ江陵崔氏と崔立之を先祖にもつ江陵崔氏等は同姓同本であるが、同一父系血族ではない。その逆に、異姓同本であつても同一の父系血族がある。すなわち、安東「金」氏と安東「權」氏、金海「金」氏と金海「許」氏などがよく知られている例である。

（2）門中とは比較的小い宗中、すなわち一族の一分派と

して高祖以下の有服親（喪服を着る近親をいう）宗中を意味する（朝鮮総督府、慣習調査報告書（一九一一）、三四〇頁）。しかし、最近の慣習調査によれば、その両者は区別されず同じ意味で使われていると説かれている（崔在錫、

（3）朝鮮總督府、民事慣習回答彙集（一九三三年）、七三頁。八八〇頁）。

（4）大法院判決一九八五・一〇・二二、八三ダカ二三九六、二三九七、公報七六六、一五三八(1)。学説は本判決が宗中員の構成員を成年の男子に限定しているが、それは宗中構成員（宗員）の概念と宗会構成員（宗会員）の概念を混用していると批判し、宗員は共同先祖の子孫であれば男女老少を問わず宗中の構成員になるが、宗会員はその資格が制限される場合がある（例、未成年者）、と説いている（李徳勝、権利能力なき社団に関する研究（成均館大学校博士学位請求論文（一九九五）九二頁）。かかるように、宗中には種々なものがあるが、その宗中にはどのような宗中があり、かつそれはどのように構成され、どのような方法でその目的をはかっているかについては、高翔龍「宗中財産と名義信託」北大法学論集四九卷三号（一九三三）二三七頁以下を参照されたい。

（5）許奎／盧宗相／李泰勳、「宗中・宗中財産に関する諸考察（沿革的・実務的）」司法論集四輯（一九七三年）、一四頁

（6）「宗中」という場合の「宗」とは宗廟・祭祀・宗統・宗族などをいうものであり、「中」とは外に対する内を意味するものである。このような二文字を合て「宗中」という

宗族団体を意味する用語になつてゐると解されている（許奎、「宗中・宗中財産に関する諸考査」法史学研究二号

（一九七五）二七〇頁、参照）。

（7） 大法院一九九二・五・二六、九一ダ四二六〇九、法院公報一九九二、二〇〇六頁。同判決は小宗中や支派宗中の実

体を判断する基準とその宗中の名称に對し次の如く示して

いる。すなわち、「小宗中や支派宗中の名称は中始祖の官職または詩号の次に、その小宗中または支派宗中の始祖の官職あるいは詩号などを付けて呼ぶのが一般的な慣行または慣習であるが、宗中は共同始祖の奉祭祀と墳墓管理およびその後孫相互間の親睦のために自然発生的に形成された種族集団であるといふ点を考えれば、どの宗中であるかはその名称如何を問わず奉祭祀の対象である共同始祖と構成員である後孫範囲および墳墓管理の状況など、その実体的内容によつて判断されなければならない」。

（8） 朝鮮総督府、前掲書、四四〇頁

（9） 宗孫とは大宗中・小宗中の嫡長子孫（親生長男系の孫）

をいう。宗孫は宗家の血統を継承して祖宗の祭祀を主管する地位にある。祀孫ともいう。ここで「宗家」とは、数代にわたつて分家をする場合にそれら分家の本家をいう。中國の宗法制の影響をうけた風俗上の觀念にすぎないものである。

（10） 朝鮮総督府、前掲書、七三頁。

（11） 大法院一九八五・一〇・二二、八三ダカ二三九六、二三

九七、法院公報七六六、一五三八(1)

（12） 大法院一九八三・二・八、八二ダカ八三四・同一九八

四・五・二九、八三ダ一一九、八三ダカ三四一・同一九九〇・四・一〇、八九ダカ六一〇二

（13） 詳しいことは、高翔龍、前掲論文、二三六頁以下参照されたい。

（14） 日本・最判昭五五（一九八〇）年二月八日民集三四卷二号一三八頁

（15） 大法院判決一九八一・九・八、八〇ダ二八一〇、公報六六七・一四三二一・同一九九〇・六・二六、九〇ダカ八六九二・一・二九、九八ダ三三五一二（「本件林野につきスハリに居住する住民の共同体である原告村が“スハ里”といふ名で査定を得たので、本件林野は原告村の住民の總有に属する」と示めす）法律新聞一九九九・二・二二、一〇面。

（16） 岩崎忠夫「地縁による団体」ジュリスト九八四号（一九九一・八・一）六頁。

（17） 日本・最判昭四七（一九七二）年六月二日民集二六卷五号九五七頁。

（18） 不動産登記法第三〇条一項「宗中、門中、その他、代表者または管理人のある法人でない社団や財團に属する不動産の登記については、その社団または財團を登記権利者または登記義務者とする」。同条二項「第一項の登記は、その社団または財團の名義でその代表者または管理人がこれを申請する」。

（19） 一般に権利能力なき社団といふ團体になるためには、團体としての組織を備え、代表の方法・総会の運営・財産の管理その他、社団として主要な点が定款によつて確定され

なければならない（通説）。判例も学説と同じ立場で「非法人社団または財団は継続的性質がある目的をもつて組織された団体で社団規約により代表者資格が認められた代表者が有する社団、継続的性質がある目的に提供された財団で財団管理規定により管理権限が認定められた管理人が有する財団に限る」（大法院判決一九五七・一二・五、四三九〇民上二四四）という態度をとつて以来、今日に至るまで権利能力なき社団の一般的成立要件として、このような実体が要求されている。この点は日本の場合と同じ立場であろう。

(20) 朝鮮総督府、前掲書、五六頁。

(21) 同案について最近日本で紹介された文献がある。小野幸二「最近の韓国の司法事情」ケース研究二六三号（平成二年第一号）一七七頁以下を参照されたい。

(22) 民法中改正法律案は現在国会に上程されておりまだ可決されていない。

(23) 李光信、韓国民法上の姓氏制度研究、法文社（一九七三年）、八頁。

(24) 上掲書、八頁。

(25) 別姓を望む世論の変化については、高橋菊江ほか「夫婦別姓への招待（新版）」有斐閣（一九九五年）二二頁以下を参照されたい。

(26) 朝日新聞一九九六・五・三一朝刊、社説参照。

(27) 朝日新聞一九九六・五・一八朝刊、四頁参照。

(28) 久貴忠彦「家族五〇年」ケース研究二六〇号（平成二年二号）一四頁

(29) 瀬川信久「『市民』の時代の紛争と法」「市民」の時代、

北海道大学図書出刊会（一九九八年）三一頁。

(30) 喰孝一「選択的夫婦別氏制」（三・完）、ジユリスト一二九号（一九九八・三・一）九九頁以下。

(31) 以上は、高翔龍、現代韓国法入門、日本・信山社（一九九八年）、「はしがき」参照。

講演主催者あとがき

本稿は、法学博士高翔龍（コウ サンリイヨン）教授が、二〇〇〇年一〇月一三日に、大東文化大学板橋校舎で行った講演（大学院主催）を収録したものである。

高翔龍教授は現在韓国成均館大学校法科大学教授で、韓國法学教授会（社団法人）副会長、同民事法学会副会長、同比較私法学会名誉会長を努められる。一九八〇年から一九九九年までは司試・行試等各種試験委員、一九九〇年から二年間は成均館大学校法科大学長、一九八三年から現在まで韓国商事件仲裁院委員の職にある。

なお、同教授は一九六八年に東京大学大学院に入学され、同大学から一九七一年法学修士、一九七七年法学博士の学位を授与され、一九九六年には東京大学法学部客員教授および

早稲田大学大学院の非常勤講師を努められている。著書には、民法総則、物権法（法文社）、現代韓国法入門（信山社）など、論文には「韓国における会社の資金調停と投資者保護」（晃洋書房）、韓国における住宅賃貸借制度の形成と課題（星野先生古稀祝賀論文集・有斐閣）など多数がある。

（小野幸一）